

被保険者 各位

エイチ・アイ・エス健康保険組合
理事長 和田 光

組合規約の一部変更について

平成 31 年 3 月 7 日付けにて、標記に関する規約変更の届出をいたしましたのでお知らせいたします。

記

エイチ・アイ・エス健康保険組合の規約の一部を下表のとおり変更する。

新旧条文対照表

新	旧
(予備費の費途) 第 4 7 条 <u>一般勘定のうち、予備費を充てること</u> <u>できる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1) 事務費 (2) 保険給付費 (3) 納付金 (4) 保健事業費 (5) 還付金 (6) 営繕費 (7) 財政調整事業拠出金 (8) 連合会費 (9) 雑支出 2 <u>介護勘定のうち、予備費を充てること</u> <u>できる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 介護納付金</u> <u>(2) 還付金</u> <u>(3) 雑支出</u>	(予備費の費途) 第 4 7 条 予備費を充てることのできる費途 は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 事務費 (2) 保険給付費 (3) 納付金 (4) 保健事業費 (5) 還付金 (6) 営繕費 (7) 財政調整事業拠出金 (8) 連合会費 (9) 雑支出
附則 この規約は、届出の日から施行し、平成 31 年 2 月 20 日より適用する。	

理由：

組合規約第 47 条（予備費の費途）に第 2 項として、介護勘定の予備費の費途を追加し、日常の弾力的運営に資するため

以上